

教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.7)

1 日 時 令和5年7月20日(木)
午前10時07分 開会
午後 0時06分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	永 井 佑	副 委 員 長	森 結実子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	木 下 幸 子	委 員	大久保 無 我
委 員	藤 沢 加 代	委 員	有 田 絵 里
委 員	大 石 仁 人		

4 欠席委員(1人)

委 員 中 島 隆 治

5 出席説明員

市民文化スポーツ局長	井 上 保 之	スポーツ部長	日々谷 健 司
スポーツ振興課長	大 江 晃	教 育 長	田 島 裕 美
教 育 次 長	高 橋 英 樹	総 務 部 長	小 杉 繁 樹
教 職 員 課 長	藤 井 創 一	特別支援教育担当部長	竹 永 政 則
特別支援教育課長	小 西 友 康	中央図書館長	柴 田 憲 志
運営企画課長	藤 原 定 男		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員会担当係長 梅 林 莉 果 委員会担当係長 有 永 孝

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第157号 北九州市立広徳中学校に自閉・情緒特別支援学級の新設希望について	継続審査とすることを決定した。
2	北九州市立若松図書館の指定管理者に関する報告について	教育委員会から別添資料のとおり報告を受けた。
3	第三セクターの経営情報について（北九州野球株式会社）	市民文化スポーツ局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

（陳情第157号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（永井佑君） それでは、開会します。

本日は、陳情の審査を行った後、教育委員会から1件、市民文化スポーツ局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第157号、北九州市立広徳中学校に自閉・情緒特別支援学級の新設希望についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 ただいまの陳情第157号、北九州市立広徳中学校に自閉・情緒特別支援学級の新設希望につきまして、教育委員会から説明させていただきます。

本市では、特別支援教育へのニーズの高まりとともに特別支援学級の新設を進めてまいりました。自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、令和5年度では小学校127校のうち84校、中学校62校のうち33校に設置しております。そのうちの小学校に4校、中学校に2校につきましては、今年度新たに設置したものでございます。

来年度に特別支援学級を設置できるかどうかにつきましては、就学相談において他の小・中学校の新設の希望の数を把握するとともに、近隣の特別支援学級の設置状況や教員の確保の面などから検討して、年明けの1月末までに決定をしております。

特に、ここ数年では教員不足が全国的な課題となっておりまして、本市におきましても教員採用試験の募集枠を広げるなど、確保に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、なれ親しんだ校区の学校に通いたいと切に願う児童生徒や保護者の皆様の思いを受け止め、一つでも多くの特別支援学級が設置できるよう努力を続けてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（永井佑君） ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはつき

りと述べ、指名を受けた後、簡潔、明瞭に答弁願います。

質問、意見はありませんか。中村委員。

○委員（中村義雄君） 今のは答弁ですか。今回のところが何でできないのかという答弁になっていないと思うんですけど、何か、つくりたいのは山々だけど、先生を集めるのが大変ですと言いつつしているだけで、何でここをやらないのかという理由を説明されていないと思うんですけど、設置したところとしていないところは違うんですか。そのお子さんとか保護者が納得できるような理由を説明するべきじゃないですか。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 先ほど御説明にも触れておりますけれども、これから就学相談を実施してまいります。毎年就学相談において、障害のあるお子様の学びの場について検討させていただきましても、今、申込期間もまだ続いておりまして、昨年度で申しますと1,450件の就学相談に対応しております。

その中で、今回陳情もいただきましたが、それぞれの保護者の方から、まだ設置されていない学校につきましては、設置の希望をまたお伺いすることになります。全ての希望をなかなかかなえることができない状況が続いておりますけれども、お手元の資料で申しますと2ページ目になりますけれども、特別支援学級につきましては、昨年度ベースで言いますと新設と増設と合わせて20学級増やしている状況です。

様々御要望をいただいておりますが、現時点で広徳中学校に設置できるともできないとも言えないのが正直なところでございます。

これから様々な保護者の皆様やお子様の御要望もいただきながら、設置に向けて検討させていただきます。設置を決定する際には、近隣の特別支援学級の設置状況や、まず教員が確保できるのか、また、それぞれ設置予定の学校に教室が確保できるのか、そういったところも検討させていただいた上で、年が明けてになりますけれども、改めて決定という形になりますので、その点については御理解いただきたいと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） これは何か納得できないと思いますけどね。一人一人のお子さんからすれば、全体的話は分からなくもないけど、今御説明があったみたいに、特別な配慮をしてもらえないと中学校生活ができないのは、専門だから分かるでしょう。その子たちを見殺しという言葉は適切じゃないですけど、そのままでいいのかという話だろうと思うんですよね。ですから、陳情にも上がっているんで、教育委員会にはぜひやりたいと思っていると。ただ、そういう教員のこととか建物のこととか、ハードルはありますと。100%じゃないけれどもぜひやりたいと思っているという答弁を私はするべきじゃないかなと思いますよ。いかがですか。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 委員の御指摘のとおりでございます。私どもの気持ちも、その面では本

当に同じではございますけれども、様々諸事情もございます。設置に向けては本当に努力させていたきたいと思えます。以上です。

○委員長（永井佑君）中村委員。

○委員（中村義雄君）陳情まで上がっているということを考えてほしいんですよ、教育委員会には。今までのやり取りの中で、皆さんがどう言ったかは分かりませんが、少なくとも保護者の方はびしゃっと戸を閉められたと、そう思われているから、わざわざこんな議会にまで言わないといけないことになっているわけじゃないですか。その事実をまずきちんと理解してほしいと思えます。

ぜひ私は一人一人の子供を大切にするというのはうちの教育委員会で当たり前のことだと思うので、ぜひつくるべきだと思います。今そう言ってくれたんだろうと理解しますが、よろしいですかね。

○委員長（永井佑君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 本日いただいた陳情の内容をしっかりと受け止めさせていただきまして、努力を続けてまいります。以上です。

○委員長（永井佑君）中村委員。

○委員（中村義雄君）公務員ですから、そう言わざるを得ないですよ。ぜひ設置するように要望して終わります。

○委員長（永井佑君）ほかにございせんか。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）今中村委員が言われたことが本当に基本だとは思いますが、今日の資料を見せていただいて、教育委員会も学級を増やしてきましたよ。これからも増やしたいけれども、いろいろな課題があります。その中で一番の大きな問題は先生不足だと受け止めましたが、そうしますと、来年度、次の4月の段階で、今小学校にある学級が、例えば広徳小学校にあるのに広徳中学校に行けないというふうな、途中で違うところへ行かないといけないという子供たちがいることがやっぱり大きな問題だと思います。

本当に一人一人の子供たちに寄り添った教育をということで教育委員会がずっとその立場で頑張ってきたことは一応認めるとしまして、連続性のことも言われているわけだし、さらに今言われたみたいに、こうやって陳情に上がってきたからこそ私たちも具体的に受け止められます。

ところが、なかなかそこまで行かずに、我慢してといいますか、よその中学校に行ったりということもあっているかと思えます。だから、広徳中学校をほかのところよりも優先してとはなかなかしにくいところがあるんですけども、そういう場合にその基準というのはどこにあるんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（永井佑君）特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 お尋ねいただきました設置の基準につきましては、実はなかなか明確に

この基準を設けづらいという側面もございます。というのが、やはり希望がたくさんございまして、多面的に設置の判断をしていく必要がございます。教員が確保できるかというのがまず条件の一つにはなりますけれども、それぞれの学校から希望をいただく中で、どうしても希望数が多いところはやはり重要視してまいりたいと考えております。

また、近隣校に同じ障害者の特別支援学級があった場合、どれくらい離れているかとか、区のエリアで見たときに設置数がどうなのかとか、とにかく全市的な状況も見させていただいた上で、どうしても優先順位はつけざるを得ないと。さらに、設置された学級に在籍する子供の数も増えておまして、そういった学級が減っていくことで逆に新しい学級をつくれるという側面もございますので、これは時間をかけまして内部で検討しているところです。明確な基準がなかなか申しづらいというところは御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 多面的にということだと思うんですが、今日いただいている資料の中で、特別支援学級設置数の推移ということで、令和5年のところを見ますと、学級数は知的障害が中学校で68クラスですかね。そして、自閉症・情緒障害というのが57と、同じ数ではなくて、知的障害のほうが多いんですけれども、そうすると知的障害の68ある学級数に、本来ならばいろんな要望で、教育委員会としては57じゃなくて68と同数ぐらい、あるいはそれに近い数ぐらい設置したいという数なのかということがちょっと気になったんですね。というのは、知的障害と自閉症・情緒障害のクラスの違い、知的障害は大体分かりますが、自閉症・情緒障害が少ないというのは何か、先生が足りないことはあるということなんですが、学級の特性と申すか、そういうことで少ないのかどうかをお尋ねしたいと思っております。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 御質問いただきました知的障害の特別支援学級と自閉症・情緒障害の特別支援学級の数の比較につきましては、小学校をまず見ていただきたいんですけれども、小学校で比較しますと自閉症・情緒障害のほうが実は学級数は多いです。中学校になるとこれが状況としては逆転しているというのが今現状でございます。

知的障害特別支援学級につきましては、お子様の知的発達の状況に応じて教育課程を編成することができますので、その学年の学習内容ではなく、下の学年の学習内容を取り扱って学習することができるというのがこの学級の特色となっております。

一方、自閉症・情緒障害の特別支援学級につきましては、お子様の状況によって個別の指導が必要であるケースが多いんですが、教育内容としては同じ学年の学習内容をするというところに大きな違いがあります。

ですので、知的障害の場合は、教育内容そのものが通常の学級のお子さんとは違うというところで、一定の学級数の確保が必要であろうと考えます。小学校は自閉症・情緒障害の特別支援学級で学んだけれども、中学校においては通常のお友達と一緒に頑張っていきたいというニー

ズもございますし、ただ、小学校でこれぐらい特別支援学級の数が多いですので、今後中学校も増えていこうと予想はしております。そういったニーズには丁寧に対応していきたいと思っております。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 単純ではないんですけども、そうしますと、先生不足というのがやっぱり1つ大きくあるので、来年度例えば今把握しているニーズ、要望からすると、先生はどれぐらい足りない。そして、採用数もあろうかと思えますけれども、その確保の見込みが分かるでしょうか。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 まず、教員の確保の点でございますが、令和5年度に学級数が小・中学校合わせて413学級ほどありますが、まずこれを来年度維持するということが最低条件だと考えております。その上で、学級の定数によって、例えば一つの障害者の学級で子供が9人いたら2クラスになるんですが、2人卒業しますと1学級減るわけです。減ったときに初めて新たな学級を設置するという検討が可能になってまいります。現在の413学級からさらに増やすということと言いますと、教員を新たに10人とか20人とかという形で追加で確保することが必要になりますが、今年度で言いますと、昨年度と比較で20人教員を増やした上で学級を整備しておりますので、この413をさらに増やしていくということが今後の目標になろうかと思えます。

教員の確保の面につきましては、募集枠を拡大したり、また、講師登録の協力などもお願いしております。様々に努力しているところでございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 一遍に先生を増やすというのも本当に大変だなと思って伺いましたが、先ほどの口頭陳情の中で、中学校にお話しに行ったら、校長先生が何かできないみたいなことを言われていたみたいなんです。広徳中学校でできないという理由は具体的に何なんですか。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 今回このような陳情をいただきまして、中学校に聞き取りはさせていただいております。当日対応した者が校長ではなくて校内の職員であったということは確認しています。

特別支援学級ができないというよりも、特別支援学級がもし仮にできなかった場合は通常の学級で子供さんたちを教育することになります。特別支援学級は特別支援学校ほどの丁寧な対応はできないというような趣旨のことをそのときに御説明されたとかというところは聞いています。校長先生としましては、保護者の方にせっかく見学に来ていただいたにもかかわらず不安な思いをさせたことについては大変申し訳なく思っています。いずれにしても広徳中学校にお子様が入ったときには、学校として校内を挙げてサポート体制を取ってまいりたい

し、特別支援学級ができた場合には、校内の特別支援教育が一層推進されるので、それはもうぜひお願いしたいという立場は申しておりましたので、そのことはお伝えさせていただきます。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 教育委員会を責めるわけではないんですけど、それで、もう二つお尋ねしたいんですが、具体的に広徳中学校で設置できる条件というのは何があるのか。

それから、今先生の確保ということで非常に難しいのは、これは多分北九州だけじゃなくてどこも同じだと思うんですね。そうすると、全国的に先生をもっと増やしてほしいという要望が国には上がっていると思うんですが、北九州市としてはどんなふうに国に要請していますか。以上です。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 広徳中学校に設置を検討するに当たりまして、まず私どもが考えるのが、校内に空き教室があるかどうかという状況です。仮にあった場合は、先ほども御説明しておりますが、就学相談でいろんな学校、未設置校のところから様々な御要望をいただきますので、全市的な状況は検討させていただきますが、お一人お一人の子供さんの状態も考慮しますし、また、希望の数についても考慮させていただきますので、そこは総合的に判断させていただきたいというところが現時点の御回答でございます。

○委員長（永井佑君） 教職員課長。

○教職員課長 国への要望ですけれども、こちらは今、定数を増やしていただくということ、特に今、専科指導とか、そういうものが施策によってつく年もあるしつかない年もあると。それが上下したりすることがありますので、安定的に先生たちを確保していくためには、そういう定数をしっかりとつけていただくということが必要と考えており、そのように要望しております。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

今、具体的に広徳中学校でのことを聞いたんですが、空き教室があるかどうかということ、もちろんそのとおりだと思うんですが、それは先生確保よりも簡単なように思いますけれども、お金はかかるかもしれませんが、教室がなければプレハブを建てたりということを幾らでもやっているじゃないですか。そんなことができると思うので、やはり積極的にやりますよというお答えが私も欲しいなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 気持ちについては真摯に受け止めてまいりたいと思います。しかしながら、私ども様々な場面で様々な御要望いただきますので、今回の件もしっかり受け止めますけれども、総合的に検討させていただきたいというところが今日の私どもとしての立場でございます。

ます。御理解いただきたいと思います。しっかり受け止めてまいります。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

今日口頭陳情に3人の方がいらっしゃって、その当事者のお母様の口頭陳情のほかに、応援団の方がいらっしゃいましたけれども、子供というのはやっぱり地域で育つものだと思うんですよね。ですから、小学校にあって、そしてそのまま中学校に上がれるということは本当に大事なことだと思います。今、広徳中学校にはなくて志徳中学校にある。私はあの辺はよく知っているのですが、徳力団地から志徳中学校に行くのは、もちろん道路が狭いというか、歩道とかももう脇のほうで、団地の近くにあるところよりも危険度が高いということがあります。坂道ですよ。親も子も大変だということもありますし、だから広徳中につくったからほかのところをやめるというのでは、これはまたまずいと思いますので、やっぱり本当にニーズに応じてちゃんと設置できるような体制を早く整えていただきたいと。

私たちもちろん議会も応援しますし、もっともっと一人一人の子供たちに寄り添った教育をと今もうなってきたわけですので、積極的にその立場で進めていっていただきたいと要望して終わります。

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） ちょっと藤沢委員の話とかぶるんですけども、陳情書を見ると、広徳中学校に話を聞きに行った際に、現状では何も支援は受けられないと厳しく言われたということがすごく引っかかっているんですよ。今の説明の中では、校内の職員さんが対応しましたということだったので、校長先生ではなかったということだったんですけども、その厳しく言われた内容とかがもし分かれば教えていただければなと思います。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 校長にこの経緯等の聞き取りはさせていただきましたが、その厳しく言われたということの具体的な文言とか、その場の状況まではちょっと詳しくは聞いている状況ではございません。ただ、校長のスタンスとか姿勢とかということについて確認はさせていただきました。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） そこはぜひ教育委員会としては、本当にどういうふうな言い方であったのかということも確認していただきたいなと思いますし、また、校長先生なりがこの陳情者の方たちが学校に行った後にきちんと連絡を取るなりして、やっぱり改めて話をするということもすべきじゃなかったのかなとも思います。

多分その最初の職員さんの話の段階でさっと終わらせられてしまうと、どうしても不安が拭えないですよ、絶対に。そこのケアというか、じゃあそんな学校に行かせられるのかともやっぱり改めて思うかもしれませんし、学校、ひいては教育委員会や行政に対する不信のような

ものにもつながっていくことにもなりかねないんじゃないかと思imasるので、そこはぜひ気をつけていただければと思います。

それで、令和元年から令和5年の新学級設置数の推移を見させてもらいまして、50クラス増えているということは、先生の数も50人ずっと確保して、なかなか先生が確保できない状況の中では大変な努力をされているんだろうということはよく分かります。

ただ、特別支援学級を設置してほしいという要望も、各所から多分出ているとは思いますが、特に去年が20クラス増えましたという話だったんですけども、総要望数ですね、どのくらいの要望があって去年20クラス設置したのかということをお教えいただきたいのと、これもちょっと年によって違うかもしれませんが、クラスが必要なくなったりして新たに設置してということをお多分繰り返していくんだろうとは思いますが、どのくらい減ってどのくらい新たにという入れ替わりの平均というか、大体年間10クラス必要なくなって10クラスぐらいは新たにつくられていますよみたいな傾向がもし分かればお教えいただきたいと思imas。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 今2点御質問をいただきました。

まず、1点目ですけれども、お手元の資料の1ページをお覧いただきたいんですけれども、今年度の特別支援学級の設置状況を学校別に障害種別にお示ししております。この新設希望につきましても、設置されていない学校から希望がありますので、就学相談が1,450件あるというところを考えると、申込み段階でかなり申込みの数、希望の数は多いです。

昨年度ベースでちょっとざっくりになります、小学校だとおおよそ40の希望はいただきます。中学校であれば30弱ほどですね、昨年度は御希望いただいています。ただ、その中で就学相談させていただいて、まだ具体的な就学先や特別支援学級でない場合もござimasから、絞り込みが進んでいくという状況になります。

それと、特別支援学級が減ることがござimasして、昨年度で申しますと大体22~23学級ぐらいが実は減っています。2学級だったところが1学級になったり、3学級だったところが2学級になったりというところがありますし、ただ、それよりも増える学校のほうが多いという状況です。

具体的に申しますと、去年新設した小森江小学校であれば、統廃合で新たに設置した学校になります、自閉・情緒学級は2学級でスタートしています。中学校におきましても、若松中学校に今年度新たに設置しましたが、こちらも2学級でスタートしております。在籍数によって学級数が変わるという状況もござimas。

先ほど学校の対応についても御指摘いただきましたけれども、校長に改めてこの関係の保護者の方や地域の方にしっかりと対応するようにお願いをしているところでござimas。以上です。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

それから、この特別支援学級の設置基準みたいな話がさっきありましたが、明確なものがないというような趣旨の答弁だったと思うんですけども、明確な基準がない、明確な基準がつかれないというところの理由を詳しく教えていただけないですかね。

○委員長（永井佑君） 特別支援教育課長。

○特別支援教育課長 かつて設置数が今ほどない当時、私も着任する前なのですが、希望が1つの学校につき2人以上あれば設置するとか、そういった基準を設けていた時期もあったように聞いております。

ただ、今非常に希望が多くて、例えば希望が3人以上とか4人以上あったとしても、その年度の次の年度に教員が確保できない場合は、その条件に達していても設置できないという状況もありますし、また、区によって設置状況も違いますから、そういったところも勘案すると、必ずしも明確な基準でできるできないを判断していくことが難しいという状況がここ4～5年続いているという状況でございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ある程度の基準はあるわけですよね。ある程度の基準があって、そこにプラスして、不明確なところで教員の確保であったり教室の確保であったりが加味されてくるので、そこら辺が曖昧になってくるよというような認識でいいんですかね。はい、分かりました。

ただ、ある程度基準みたいなものは明確になっていたほうが、保護者としては説明を受けたときに納得いくのかなとも思います。

いずれにしても、先ほどの中村委員、藤沢委員の話ともかぶるんですけども、やっぱり前向きに設置していこうという教育委員会としての姿勢みたいなものが見えたほうがいいのかと思います。それができるできないはやっぱりあるとは思いますが、可能な限り設置していきたいというようなスタンスを見せていただくのが一番なのかなと思います。私からは以上で終わります。

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。有田委員。

○委員（有田絵里君） 意見のみになると思うんですけども、全く大久保委員と同じことを思っておりまして、先ほど陳情書の中でありました、現状では支援を何も受けられないと厳しく言われという部分に物すごく引っかかって、陳情書の中にこの文言を入れるぐらいですから、保護者の方々のその受け止めというのが、絶対できないというか、私たちの要望、その気持ちを何も受け入れてもらえないんだみたいな、すごく不安に思うようなやり取りをされたんだろうなど。

今、大久保委員やほかの委員の方がお話しになっている間にも、陳情者の方々は、こういったことをきちんとこの後フォローしてもらえたかというところに対しては、否定的な感じ

でしたし、フォローしてもらっていない、うん、うんという感じだったので、恐らくされていないというのが、ここから見るだけでも分かる状況なので、大久保委員がおっしゃったとおりですけれども、学校が行った保護者に対しての対応、言葉の一つ一つに、やっぱり保護者の方はすごく傷ついた、嫌な思いをしたということがもう本当に真摯に現れているような陳情書だったので、ここに関しましては丁寧に対応していただけるように、一つ一つやっぱり寄り添って対応していかないと、先ほどおっしゃったとおり、今後学校の対応が、教育委員会がきちんと対応をしていないとか、市政に対する不信感につながっていくというのが本当にそうだなと思いましたので、これを一つの事例としてほかの学校の方々にもぜひともこういったことを起こさないように、一つ一つ丁寧に要望に関しては聞き取り、なぜできないのか、どうしたらできるのか、きちんとそういったことを保護者の方にも御提示できるようにお伝えしていただきたいなと思います。そうじゃないと、こういうふうな陳情書に上がってきってしまう。しかも署名もたくさん集められていて、すごく一生懸命取り組まれていらっしゃるので、ここですごく大変な思いをされていると思うんですね。地域の方々の御要望に沿いたいけれども、やっぱり教師不足とか様々な問題があるというのも、もちろん存じ上げてはおりますので、大変だというのは分かるんですけれども、初期対応が悪いとこういうふうな問題に上がってってしまうというのは、本当にどこでもそうだと思うんですね。自分もずっとサービス業をしていましたし、すごく分かるので、きちんとした初動対応、それができないのであれば、校長先生などがきちんと後フォローを。御来校いただいた方の情報とかをどこまで取っているか分からないですけれども、各学校がどこまで取っているか一応確認してもらって、その後のフォローをこの後されるのか、校長先生がされて、その後のやり取りをされるのか、いろいろとやり方はあると思うんですけれども、きちんと御対応を考えていただければと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） 木下委員。

○委員（木下幸子君） 意見を申し上げます。

先ほどから重なって皆さん御意見を言われていますけど、一番の課題は教員不足だと思います。教育委員会もこの対策に全力で取り組んでいただいているようですが、しっかり教員の魅力とか、教員になりたいと思って小さいときからそんな夢とか希望を持って育ってきている方に対して、希望がかなえられるような何か支援とか、そういうこともしっかり対策として取っていただきたいなと思います。

それから、一覧表を見ていて、小学校に情緒の学級が設置されているのに中学校にないというのは、当然学年が上がってきたら小学校の子は中学校に上がるわけですから、そこはちょっと矛盾だなというか、えって何か足元をすくわれたような感情も抱きます。

子供にとってあっという間の中学3年間でありまして、ぐずぐずしていたらもう卒業になってしまうような状況です。子供にとって本当に一日一日が大切なので、小学校に情緒とか自閉症の学級があれば、中学にも最優先でこの学級を整えていただくようにぜひ全力で努力してい

ただきたいと思います。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかにございませんか。森委員。

○委員（森結実子君）私からも要望をさせていただきたいと思います。

ほかの委員の皆さんがおっしゃっているのと全く同じで、あともう一点、私も自閉症・情緒障害の子供について詳しく存じ上げないんですが、先ほど口頭陳情の中で、何かあったときにパニックを起こしてしまうというところがあって、そういうお子さんを2キロ弱自転車を通わせるというのは、保護者の方は物すごい不安じゃないかなと思うんですね。健常の子供であっても、中学校に行ったら歩くところが変わるわけで、親としては心配だと思うんですが、特にそういう発達のあるお子さんに対しては、通学の安全性も確保をしていただくとか配慮していただくとか、例えば学級ができなかったとして本当にそこに通えるのかとか、小学校が同じお友達がそばにいれば、お友達が何か手を差し伸べてくれるかもしれないけれども、全く違うところに行ったらどうなんだろうという、お子さんも不安でしょうし、保護者の方も不安だと思います。お子さんが学校内ではそうですが、もちろん登下校中も安全に就学ができるように、教育委員会の皆さんも大変だと思いますが、努力を重ねていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかにございませんか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）私からも意見を述べさせていただきます。

複数の委員の方々も言われましたが、こういう陳情に関して団体がされたことは多くあるかもしれませんが、個人の方々、保護者の方々、地域の方々が声を上げられているという点に、教育委員会としても非常に重く着目をしていただきたいと思います。

そして、今日は終業式ということで、口頭陳情に来られなかった、傍聴に来られなかった多くの方々や御家族の方々もいらっしゃると思います。そういう方々の思いがのせられた今日は陳情だったと私たちも感じているところです。

本日はいろんな委員が、やはり家事や子育ての負担軽減、困難を抱えた子供たちや家族への支援は急務だという議論をされたと思います。

教育を受けることは、この国に生きる人々の権利であって、子供たちの権利であって、憲法26条にも、子どもの権利条約にも明記されて、人々の生涯にわたっての重要な権利ですので、この視点を持って教育委員会の方々にも取り組んでいただきたいということを述べまして私からは以上です。

○副委員長（森結実子君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、教育委員会から、北九州市立若松図書館の指定管理者に関する報告を受けます。総務部長。

○総務部長 報告に先立ちまして、本日出席を予定しておりました中央図書館の副館長は親族の訃報により欠席とさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

報告は、中央図書館の運営企画課長からさせていただきます。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 それでは、北九州市立若松図書館の指定管理者に関する報告をさせていただきます。

配付資料の1ページを御覧ください。

北九州市立若松図書館の現指定管理者からの改善報告書及び次期指定管理者の公募実施について報告させていただくものです。

初めに、1、改善報告書については、令和5年6月26日の教育文化委員会で報告した北九州市立若松図書館の現指定管理者である株式会社日本施設協会による不正行為に関し、北九州市が同社に対して文書による指導を行い、再発防止に向けた取組について報告を求めていたところ、改善報告書の提出がありました。

今後、市は同社に対して改善報告書に基づく再発防止に向けた取組を誠実に履行するよう指導するとともに、取組の実施状況に関する報告を定期的に求めていくこととします。

枠囲みで記載しております改善報告書の概要についてですが、1、提出日につきましては、令和5年7月11日です。これは米印のところですが、指定管理者に対しては令和5年7月7日までの報告書の提出を求めていたところ、同年7月6日に提出されましたが、報告書の内容に不十分な点等があったため、再提出を求めた結果、7月11日に提出されたものです。

2、改善内容についてですが、(1)再発防止としての人事組織の改善につきましては、代表取締役集中している力を分散させ、監視させるため、取締役3人と監査役1人に加え、新たに執行役員3人を任命し7名で構成する役員会を新設するもので、施行日は令和5年8月1日となります。

(2)コンプライアンスの強化の取組につきましては、1つ目は、①コンプライアンスに関する規程の整備についてです。法令等の遵守のための取組や不正行為等の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス基本規程、コンプライアンス委員会規程及び内部通報規程を整備し、施

行するもので、施行日は令和5年8月1日となります。

2つ目は、②研修の実施についてです。これは、階層別のコンプライアンス研修を定期的
に実施するもので、役員・幹部向け研修として、外部講師である社会保険労務士による研修を毎
年9月に実施し、従業員向け研修として、執行役員、幹部社員による研修を毎月1回実施し、
新規採用従業員向け研修として、執行役員による研修を随時実施するというものです。

なお、再発防止に向けた改善の取組に直接つながるものではないため、この資料には記載し
ておりませんが、人事面において社長の役員報酬月額を令和5年7月から3か月間30%減額す
るとの報告を受けておりますので、申し添えます。

次に、2ページを御覧ください。

2、若松図書館の次期指定管理者の公募実施について御説明いたします。

令和5年度末に指定管理期間満了を迎える指定管理施設につきましては、市政変革の取組の
中で指定管理者制度の在り方の検証を行うため、原則として指定期間を令和6年度末まで1年
延長するという市の方針が示されました。

しかし、若松図書館については、現指定管理者による不正行為が行われていたことが判明し
たため、同指定管理者の指定期間が1年延長されることになることは適切でない判断し、次
のとおり、令和6年度から令和10年度まで5年間の指定管理者の公募を実施するものです。

なお、募集及び選定等のスケジュール概要、予定につきましては、資料に記載のとおりです
が、募集開始、募集要項配布につきましては、(1)のとおり、令和5年8月上旬、指定管理者検
討会による審査等は、(3)のとおり、令和5年10月上旬から、指定管理者の指定につきましては、
(5)のとおり、12月議会に議案を提出し、議会で可決いただければ12月下旬に指定を行い、令和
6年4月1日の協定締結、業務開始を想定しておりますが、このスケジュールは現時点での予
定であり、変更となることがあります。以上で報告を終わります。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 2つ伺います。

1つは、教育委員会はこの報告書をどう受け止めているんですか。これでオーケーと思っ
ているのかということ。

それから、もう一つは、私はこの指定管理の制度について、教育は本来利潤とか関係ないわ
けですから、もうけないといけないとか、そんなことは関係ないわけですから、指定管理の責
任だけではなくて、やっぱり根本的に教育委員会が図書館にこれを導入したことを、教育委員
会自体の責任を見直すべきだなどと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回の改善報告に対する受け止めにつきまして御説明いたします。

社長からは、自分自身がワンマン体質であったことを真摯に反省し、これを改め、主に事業運営の面から各部門の責任者が相互にけん制し、監視する組織に見直すとともに、コンプライアンスに関する制度を新たに設けるなど、組織と制度の両面から再発防止につなげていきたいという旨の説明がございました。

教育委員会としましては、この取組が着実に実施されることで再発防止につながると考えておりました、一定の評価はしておりますが、引き続き取組状況を確認していくこととしたいと考えております。

それから、図書館における指定管理者の導入につきまして御答弁いたします。

今回、若松図書館におきましてこういった不正行為がございましたが、指定管理者制度を図書館に導入することで、今回の不正行為が問題になったということとは考えておりません。指定管理者が行います実際の図書館の現場サービスにつきましては、市民アンケートの満足度も高く、適切に行われておりますので、このまま指定管理者制度を続けていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 指定管理者を国全体、それから北九州市も教育委員会だけではなくていろいろなところに導入していますが、要するに民間でできることは民間でと言って、やはり経費の削減を大きな狙いとしていると思うんです。

私は今回この不正が起こって、その次の更新の時期に当たって、次は選定されないかもしれないという不安からこういうやってはならないことをやられたわけですがけれども、私はやっぱりこういう仕組み自体がそういう不正を生み出すんだということで、やっぱりやられた方のことを考えると、私は本当に胸が痛みます。

どこで経費を削減するかといったら、結局人件費ですよ。そうすると、次の仕事がなくなったら本当に困るわけですから、こういうことを本当に国がやめてほしいと思います。

当面教育の場では、本当にもうけとか関係ないわけですから、やめるべきだと、もう一回これは意見として申し上げておきたいと思います。

それで、この報告書のことでお尋ねしたいんですけど、この簡単な報告書を教育委員会は受け入れて、これから不正がないようにということなんですけれども、1ページの(2)のコンプライアンスの強化のところ、①です。規程の整備とあります。法令等の遵守のための取組や、不正行為等の次です、法令遵守はいいとして、これで不正行為等の早期発見と是正を図るとあるんですが、早期発見というと、もうこれは不正行為が起こるということを前提にしていると思うんです。これで私は不正行為がなくなるのかなと思って。だから根本的に指定管理の制度を見直すべきだと思うんですが、不正行為等の早期発見とか、そこが引っかかったんですが、教育委員会は気になりませんでしたかね。ちょっとそこだけお尋ねします。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回は、この指定管理者が不正行為を行ったということで、二度とこういうことが起こらないようにということが前提でございます。そういった中で、今回3つの規程を設けるということになっておりますが、その中に内部通報規程というのがございます。それから、コンプライアンスの基本規程等がございますが、この中に外部の社会保険労務士を入れての委員会を立ち上げたり、今回公益通報で教育委員会に通報がありました。組織の中でも不正行為がもしあった場合にそういった声がきちっと上がるように体制を整備するというところでこういった報告の内容にしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） その報告の内容がちゃんと事実を反映しているかどうか、不正がないかというようなことまではなかなか難しい。それで内部通報という制度も設けられているということなんですけれども、だから結局そういう仕組みは、直営であればそういうことをしなくていいわけでしょう。教育委員会がやっていけば。だから、それを本当に見直すべきだと言いたいと思います。

それから意見なんですけど、北九州市でこういうことが起こったということについては、いろいろ職員とか教員の不祥事とかということもありますから、あつてはならないことが起こっているということなんです。それはそれで個人の問題もあろうかと思うので、私はこのデータの改ざんというのはとても深刻に受け止めました。というのは、国でもありましたね。いろんな事件がこの間ね。今までもしかしたら隠されていたかもしれないことが明らかにされたということはいいことだとは思いますが、データの改ざんというのは、国も幾つかありましたけど、自衛隊もあったし、森友とかもありましたけど、私はあの事件を知ったとき、これは北九州市ではあり得ないことだと思ったんですよ。北九州市を信用していましたから私は。

ところが、今回起こったということは、教育委員会が私たちにも、市民にも出す前のデータがおかしかったということなので、それは教育委員会は知らない、教育委員会の責任ではない。だから指定管理者の責任ということになるのかもしれませんが、データの改ざんということは、議員にとっては本当に深刻です。

だって、ここでいろいろ意見を言ったり質問をしたりする大本のデータが信用できないんですから、私たちの議論が何だということになると思って、本当に国でこんなことやって本当に国民の信用を失ってと、信用できないと思いましたけど、そのとき、北九州市ではそんなことはない。私は思っていたんです。ところが、こういうことが出てきたということは、もちろんこれは指定管理の仕組みそのものを私たちは批判しているから、それは直接皆さんには関係ないかもしれないけれども、そういうものだということを受け止められているかなど。データの改ざんなんて、ここで言うことの根拠があやふやで間違っているなんていうようなことがあり得るかということ。そう受け止めていただきたいと思います。以上です。

何かコメントがあればどうぞ。

○委員長（永井佑君） 答弁ありますか。運営企画課長。

○運営企画課長 今回の図書館の貸出実績に虚偽の報告があったということについては深刻に受け止めております。

市といたしましても、これが十分確認できていなかったということは反省しております、先日の常任委員会でも御報告させていただきましたが、今後は教育委員会におきましても、報告された統計データを過去の情報と比較するなどしてチェックを行う体制を取っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

教育委員会も確認しようがない、内部通報がなければ。私たちも同様です。だから、本当にこれでなくなってほしいと思いますけど、なくなるかどうか私は疑問を持っております。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。有田委員。

○委員（有田絵里君） では、質問いたします。

前回の常任委員会の際に文書による指導だけで十分なのかという部分でかなり議論が激白した覚えがあるんですけども、結局文書による指導のみになってしまったという認識ですか。それとも、指定管理の件を1年縮めて公募を早くするということが今回の処罰ではないですけど、何かそういうふうなものに当たるのかということと、あとは、これも質問なんですけれども、7月6日に提出された内容に不備があったということなんですけども、どういうことが不十分だったんですか、教えてください。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 前回の委員会で指定管理者に対する文書指導、それと、あとペナルティーのお話があったかと思えます。

まず、今回市から指定管理者に対しては文書指導を行い、改善報告を求めて、提出がありましたので報告をさせていただいているところです。

それから、ペナルティーの件でよろしいかと思えますけども、ガイドラインを見直すかどうかという話があったかと思えます。次の指定管理者の公募に応募できるのかとか、何らかのペナルティーが必要ではないかというお話があったかと思えますが、教育委員会としましては、前回の委員会を踏まえまして、本市の指定管理者制度を所管する市政変革推進室に対しまして、その必要性や考えられるペナルティーの案を提案いたしまして、検討をお願いしました。

これを受けまして、市政変革推進室で欠格事由や減点措置などのペナルティーについて検討されたとのことですが、市政変革推進室からは、今後市政変革の取組の中で指定管理者制度の在り方を検証していくため、令和5年度末に指定期間満了を迎える施設につきましては、先ほど御説明しました原則1年延長するという方針を示したということでありまして、

今回の若松図書館の事案への対応も含めまして、制度の在り方の検証が必要であるということで、若松図書館の公募時期までにガイドラインを改正することは難しい状況であるということを知っています。

このため、若松図書館につきましては、現在のガイドラインに基づきまして公募を実施させていただきたいと考えております。

それから、当初改善報告があった内容で不十分な点につきまして御説明を申し上げます。

改善報告書は、当初提出期限内の7月6日に提出されましたが、先ほど御説明いたしましたとおり、改善内容等について不十分と思われる箇所がございました。具体的には、当初の報告書にもコンプライアンスや内部通報に関する規程を設けることや、研修実施などの取組について記載はございましたが、コンプライアンス委員や研修講師の予定者、それから研修内容などが具体的に示されていないといった点がありましたので、実効性を担保する必要があると考えまして再度の提出を求めた結果、7月11日に再提出があったものでございます。

それから、人事面におきましては、先ほど御説明いたしました、社長自身の処分として役員報酬の減額の報告はございましたが、これは再発防止に向けた改善の取組に直接つながるものではないということで、人事組織面からの改善策について再考を促したところです。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

まず、ペナルティーに関してなんですけれども、この件に関してと市政変革とは別に考えないといけないのかなと思っています。もちろん時期がかぶってしまったということもあって、タイミングもあるんだと思うんですけれども、今回のことってかなり多分教育委員会の皆様もそうですし、委員の皆様もそうですし、かなり重く受け止めていらっしゃると思うんです。もちろん従業員の方々もそうですし、地域の方々もすごく不安な状態で図書館を運営していかないといけないというか、信頼できる場所、安心できる場所であるはずの図書館でそういったことが行われてしまったという、内部通告があったおかげでこういうふうな問題が出てきたということもありますけれども、そこに対して改善報告書の内容だけ、文書による指導を行いということですけど、それだけで結局終わらせている状況になってしまっているということですよ。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回の文書指導につきましては、先日の常任委員会でも御説明いたしました、今回の不正行為の内容等を法律的な面からも十分検討いたしまして、顧問弁護士等にも相談いたしまして、文書指導を行うということをして市として決定させていただいたものです。

その改善につきましては、本日御説明いたしましたが、残りの期間、図書館を適切に運営してもらう必要がございますので、しっかりと不正行為を反省していただいて、より適切な運営

を行っていただくことを目的に指導しております。それが市民の図書館サービスへの提供につながっていくものですので、今回文書による指導を行ったということにしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） 前回のその委員会の話で、そうだよねと思った内容に関してなんですけれども、きちんとここでペナルティーなどをつけていかないと、次もまた起こりますよという話だったと思うんですよ。私が覚えているその前回の委員会の話はですね。そこに関して、結局そのままにしてしまっているという状況なわけですから、それに関してちょっと私は違うんじゃないかなと思うんですけれども、きちんとやっぱり今回起こったことを繰り返さないためにも、もちろん市民の皆様へのサービスというのは継続してしていただくべきですし、きちんとお金も払っていますし、プロとしてやっていただきたいという気持ちもありますし、それを指導だけでやんわり終わらせるという方法もあると思いますが、次のことも、起こるかもしれないという段階できちっとそこを決めないと、じゃあこういうことをやってもいいんだということがまん延してしまいますよという話だったと思うんですよ。それを決めないまま別の部署に投げて、そっちで話合いがちゃんとできなかったから、その回答をもって私たちはもう何もできませんじゃないけど、それは何かちょっと違うんじゃないかなと思うんですけれども。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 先ほどガイドラインのお話を差し上げましたが、今後、今の現指定管理者につきましては、今年度が多段階の評価を行う年になっております。現時点では評価の作業中でございます。確定的なことは申し上げられませんが、今回の若松図書館における不正行為に関しても、評価のガイドラインに基づきまして図書館が評価することになります。最低限達成すべき項目がございまして、平等利用、安全対策、危機管理体制などの項目において評価ポイントとして掲げられております利用者の個人情報保護対策、それから利用者の平等利用といった面では、非常に厳しい評価になるのではないかと考えておりまして、それで全体的な評価も厳しいものになるのではないかと考えております。

これが、仮の話になりますが、もし応募があった場合に選定の検討を行いますけれども、そういった検討会におきまして、今評価作業中でございますが、その評価の結果をきちっと説明して、不正の内容もきちっと報告した上で検討を行っていただくことになるかと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

今若松図書館を運営していらっしゃるところは、ほかにもたくさん指定管理をしているわけで、一つの若松図書館という場所で今回起こったことなんですけれども、ほかの施設でもあっているんじゃないかとか、そういう不信感というのが拭えないわけですよ。例えば戸畑図書館

とかがここに当たると思うんですけれども、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間に関してはずっと続くわけですよ。こうやって1つ起きていることに対して、ほかのところでもあっているんじゃないとか、不信感が拭えないまま市が優しい対応をしているというか、若松図書館だけが次の指定管理から外れるというような、ほかのところは今までどおりどうぞというような状況になっていくんだと思うんで、万が一今後ほかの施設に関しても日本施設協会が今回のことをもってどんどん外れていってしまうとしたら、もう本当何年先というぐらいになっていくと思うんですよね。1回だけだから許してあげようじゃないですけれども、それで本当にいいのか。今回のことに関してどこまでペナルティーを求めるのかというのは、本当に考えないといけないところではあると思うんですけれども、今回の内容に関して前回常任委員会で話し合った内容がちゃんと反映されていないなことに対して私はちょっと、逆に教育委員会でしっかり考えていただいたのかなという不信感が今あります。

それと、不十分な点があったためということに関しては、丁寧にありがとうございます。

コンプライアンスの強化というところなんですけれども、今回コンプライアンス委員会とあと内部通報規程を整備し、施行するというところなんですけれども、この内部通報規程というのがそもそもなかったということですか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回新設するというところで、これまではなかったと聞いております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

今までずっとなかったというのがまず不思議な状況だと思うんですけれども、今回のことを受けてほかの指定管理者のところにもきちんと確認したほうがいいと思います。

公益通報に関してもなんですけれども、ちょっと今回気になったのが、コンプライアンス委員会及び内部通報規程ができていいと思うんですけれども、逆に公益通報ができないことによって内部で何かこういった問題が起こったときに隠蔽されてしまうんじゃないかなという、ちょっと逆に心配に思うこともあったんですよね。なので、そこに関しては例えばコンプライアンス委員会が立ち上がって、こういった不正が起きましたとなったときは必ず北九州市の教育委員会に報告するとか、そういう義務を負ってもらうとか、何かきちっとそういった市との連携が取れた内容にしてもらわないと、内部で全部隠蔽されてしまうような運営状況で終わってしまうんだとしたら、今までと体制は変わらないと思うんですよね。よくないと思うので、そういったところはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回コンプライアンス委員会それから内部通報規程等を設けたということで、その取組状況については、今後も日本施設協会に対して確認を求めて、報告を求めていき

たいと考えております。

それから、今回日本施設協会の中で内部通報規程を設けましたけども、今回の不正行為のときにありましたけども、教育委員会としても公益通報制度は継続しておりますので、仮に中で処理するようなことが懸念される場合は、教育委員会が設置しております公益通報制度を使ってそういった内容を伝えていただくこともできますので、そういった指定管理者内の取組と、あと教育委員会としての取組、双方でこういった不正が起こらないような体制に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

すごく大事なことだと思いますので、今の話だと、やっぱり言ってもらわないと分からない状況、今回ももちろん公益通報があったから分かった問題であって、内部通報規程ができるのももちろん大事だと思うんですけども、そこをきちんと連携を取ってできるように、問題になっているから今はすごいみんなびりびりしていると思うんですけど、今回の問題は、今までそうやってちゃんとデータチェックさえ入っていればこういったことは起こらなかったよね、だから今から変えます、今からちゃんとしますだと思うんですけど、これ、時間がたったら、そういった内部通報制度があるから中で処理しないとではないけど、公益通報というのもあるんだよということを従業員の皆様にもちゃんと理解してもらおうような指導だったり、あとは教育委員会の働きかけ、上の執行部の人たちしかそういうこと知らないとなってしまうたら結局一緒だと思いますので、そういうのをきちんと従業員の皆様にも分かってもらえるような働きかけは継続して必要だと思うんですけども、今まではどうだったんですか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 市立図書館の館長が集まる会議等がございますので、そういったところでも公益通報制度の紹介とかはさせていただいております。今後もそういった形を通じて教育委員会における公益通報制度のような従業員の方が安心して働けるような環境につながる取組については周知していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

館長会議で伝えられていることもそうですし、ほかにも折に触れて従業員の方々にも伝わるようなやり方というの、継続していただくようにお願いします。

さっき言ったコンプライアンス規程に関しましては、最終的に話し合った内容は市に上げてもらうとか、プラスで話し合いができるのであればしてもらいたいと思います。

あと、ほかのところですよ。日本施設協会だけじゃなくて、図書館流通センターとか黒崎コミュニティーサービスとか、ほかにも図書館運営に関してはありますし、指定管理者制度は図書館だけじゃないので、ほかの特に市民文化とかはたくさん持っていらっしゃるから、

そういったところにもこういった不正が起こらないように、こういったことを今回はやりますので、ほかのところでもそういった施設に関しては、こういったきちんとコンプライアンスが守られる状況はちゃんとできていますかというのはきちんと確認してほしいですけども、できますか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 教育委員会におきましては、図書館にはそういった形できちっと対応をしてまいりたいと思います。所管外の施設につきましては、所管しております市政変革推進室等に、今回いただきました御意見を伝えて取組を働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

今後同じようなことが起こらないために、再発防止のためにできることはきちんとラインを引いていくべきだと思いますので、やっていただければと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。中村委員。

○委員（中村義雄君） 1点ふに落ちないことがあるんですけど、今の答弁の中で、結局前回の委員会のときは何らかのペナルティーを与えるべきじゃないかとか、次はエントリーさせないようにするべきじゃないかという意見がたくさん出ました。今の御答弁では、その意見を市政変革推進室に上げましたと。それは今度の1年延長の見直しの中で議論されるんでしょう。1年延長したときには、ひょっとしたらそれはペナルティーでエントリーできないとか、減点するとか、そういうことがある可能性があるわけですよね。なのに、このケースに関してはほかより1年早く切って、新しいルールが適用されないときに判断するということになるわけですよね。不正行為を行ったわけだから延長できないという考え方は分かるんですけど、分かんないけど、議会でこれだけこの不正行為をしたところを普通に新しく入れてはいけないんじゃないかという意見が出ている。それが議論されるだろう。そのルールが新しく令和6年度末に出て、そこで見直しをしていけばエントリーできなかったかもしれないのが、1年前倒しすることでエントリーできるということが私は非常におかしいんじゃないかなと。もちろん1年長くさせてはいけないというのはある意味ペナルティーですよね。それよりも、ちゃんと審議した新しいルールの中で次の募集をかけるべきじゃないかなと、私はそう思うんですけど、むしろこの特別扱いがかえってこのままでやらせるという結果になるんじゃないかなと私は考えますが、いかがですか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 委員がおっしゃられましたとおり、今年度公募を実施するに当たりましては、市の指定管理者制度の規範となっておりますガイドラインに沿って募集をさせていただくということで、ガイドラインが改正されないということになります。

先ほどからも御説明いたしておりますけども、今後、市において指定管理者の評価を行っていきますけども、今回の不正行為につきましては、大変その点が厳しい評価になるのではないかと考えておりますので、そういった評価をきちっと行いながら、今後選定の作業を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 僕は矛盾していると思うんですよ。あなたたちが今まで言ってきたのは、指定管理者制度というのは教育委員会が決めるものではなくて、そのフレームは市政変革推進室が全部決めるんですと。だから、自分たちの判断ではできないんですと言ってこられたわけでしょう。

今の指定管理者制度を大幅に見直すから5年を6年にするわけでしょう。であれば、大幅に見直した中で普通にやればいいじゃないですか。今問題があるとなっているから1年延ばすわけでしょう。この問題がある状況の中で、それを逆に1年前倒しするから、何でもう一回やるのか、わざわざ1年ほかより短くしてという話なんですよ。

それとも、1年短くするとき、何か市全体のルールでもあるんですか。こういうところは1年短くして通常の5年でやりなさいというルールがあるんですか、市全体で。勝手に教育委員会が判断したんですか。同じ指定管理者制度なのに。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 市全体で今年度末に指定期間満了を迎える施設については、基本的には1年延長するという方針が示されましたけども、若松図書館については今回の不正行為がございましたので、1年延長されることはふさわしくないということで、市政変革推進室とも協議しながら、最終的に市として判断をしたものです。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） だから、そのことが結果的にその不正をしたところがさらに5年間続く可能性が高まるんじゃないかと言っているわけですよ。だから、今のやり方に問題があるから全部を1年間延ばして検討するんでしょう。違いますかね。大体今まで指定管理制度全部を1年延ばしたこととか一回もないでしょう。そんなにスペシャルなことをするのが分かっている、そのスペシャルなことで改善することが分かっている、ここをイレギュラーに逆に言ったら特別扱いすることがかえってマイナスじゃないでしょうか。皆さんの本意は、多分延長させてはいけないというペナルティ的な思いでされているんだろうという気持ちは分かるんですけど、結果的にはそこを普通にエントリーさせて普通に点数がつけられるような状況になってしまっていて、1年待っていたらエントリーさえできなかったかもしれないということ、5年間ですからね。これ1年ならいいんですよ。1年契約ならいいんですよ。この1年間はこれでやる、次は新しい見直しの下でやるのならいいけど、5年間なわけだから、もう一年延ばしていたら手も挙げられなかったじゃないかという話に私はなるんじゃないかということを非常に懸念し

ていますけど。

○委員長（永井佑君） 中央図書館長。

○中央図書館長 ペナルティーの検討、また、今回公募を行うということでございます。

実はこのペナルティーに関しては、2つ方法があって、失格にするということと、応募は認めるけれども減点措置を講じるという2つの方法があるのではないかとということで、教育委員会としても2つの案を提示した上で、市政変革推進室と、これは検討を依頼するというよりも、協議をしてまいりました。

その中で法制部門とも相談した中では、他の入札制度等と比較して、今回の文書指導を行ったということをもって失格にするというのは難しいのではないかと。一方で、減点措置については考えられるであろうということで、実はぎりぎりまで検討しておりました。

結果としては、さっきありましたように、つい先日、今回の若松の公募に間に合わせるのはどうしても厳しいという返事があって、我々にそこを決める権限がないので、我々としてはそこは受け止めざるを得ないということになりました。

一方で、今回公募を行うかどうかということは、今委員が言われた点もまさにごもつともだと思います。そこをどう判断するかというのは非常に苦しいところではあったんですが、やっぱり不正を行ったところを1年延長するというのはいかがかということがあって、ここはやはり公募すべきであろうという判断をしたわけであります。

そういった中で、今回ペナルティー制度を設けるということについて、ガイドラインの変更は間に合わないということになりましたけども、先ほど課長が説明しましたように、現行のガイドラインにおきましても、公募を行う前の多段階評価におきまして、そういった不正行為があった場合はかなり厳しい評価になります。公募のときの審査は、検討委員会を設けて外部の方をお願いするわけですが、その際は当然、こういったことをやってこういった厳しい評価がありますよということと併せて提案内容を含めて検討しますので、仮定の話というのはどうかとは思いますが、その検討の段階においては、かなりそのことは影響を及ぼすとは考えております。それがペナルティーと言えるのかというと、なかなかあれなんですけど、いずれにしても様々な状況を勘案した上で、この若松図書館に今回公募の1年先延ばしを適用するのは適切ではないと考えて公募を行うとしたものでございます。以上です。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 1年後に大幅な見直しがなかったらそれで別にいいんです。明らかに1年後に大幅な見直しをするって、今まで北九州市でやったことのないくらいのことを市長は考えられていらっしゃるわけでしょう。だからそこに乗せればいいだけの話じゃないですか。

指定管理者制度は、教育委員会は物が言えないことですよ。制度のことだから、それは所管が違うんだから、あなたたちはそのルールを守ってやるしかできないから。だけど、それがやっぱりおかしいと思うから、1年後に大きく変えようって1年契約を延ばすということもやる

んだと、それが見えているのに、何でそこに預けないんですかという話です。

今日の場合は報告なので、もうこれ以上言いませんけど、私個人的にはこの5年で切るというのには現時点では反対です。今日は報告の場合なので、そういう採決をする場じゃありませんから、これ以上は申し上げませんが、普通は新しい制度ができるんだから、その土俵に乗せてほかと一緒に公平なルールできちんと決めてもらうべきでないかと現時点では思っています。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。大久保委員。

○委員（大久保無我君） 今のやり取りをずっと聞いていく中で、いろいろ思うことがありましたので、ちょっと確認させていただきたいんですけども、この若松図書館の不正というのは、若松図書館の例えば職員さんたちが社長に対して、唆してというか、言い方はちょっと分からないですけど、こうしましょうということをやって、じゃあ社長がそうやれと言ってやった話なのか、社長が若松図書館の職員に対してこういうふうによれと言ってやった話なのか、ここをちょっと確認したいんですけど。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回公益通報がありましたので、社長を含め複数に事情聴取を行いました。その中で、社長自らが社員に対して不正を指示したと明確に言っておりますので、社長による指示と考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 今回指定管理を1年延長するのをやめて、ペナルティ的に指定管理者を新たに選定し直すという流れになると思うんですけど、だとするなら、社長に問題があるということなら、改善案の中に社長はもう交代しますとか、どこまで口を出せるか分かりませんが。これ結局は会社に問題があるわけでしょう。だから、若松図書館に問題があるわけではないじゃないですか。だとするなら、ここが受けている指定管理は全部同じなのではないのとならないのかなと思うんですよ。なぜ若松図書館だけなのか。むしろ若松図書館は、これは不正だということで職員さんたちは内部通報をして、おかしいですよということをわざわざ伝えてきているわけじゃないですか。なのに、そこが切られるというのはどういうことなのかなと。何か筋としては、この会社が受けている指定管理は全部同じ処分というか、同じ対応にならないといけないんじゃないのかなということをこの議論を聞きながら思ったんですけど、教育委員会の見解を聞かせてください。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 指定管理者制度につきましては、施設ごとに指定管理者を指定するというところで、議会においても議決をいただいて指定しておりますので、基本的にはそれぞれの施設ごとの指定管理者に対しての対応となります。

先ほどお話がございましたが、市が民間法人の人事権に言及するというのはなかなか難しい

ところでありますが、今回は再発防止につながる取組として指導いたしました。

今回の取組につきましては、若松図書館のみに対応するものではなく、指定管理者である日本施設協会の組織として、組織面それから制度面でコンプライアンス等の対応を行っていくということですので、今後日本施設協会が管理する他の施設につきましても、教育委員会としてしっかり確認していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） この対応の報告の中に、社長が代わるとかそういう話じゃなくて、組織が若干変わるというようなことが書かれているんですけども、その首謀者である社長は依然として残っているわけじゃないですか。要は会社組織としての構造が変わっているわけではないと見えるわけなんですけど、若松図書館以外のほかの指定管理を教育委員会が選定するときに、この会社が応募するとなると、いわゆる不正をやった会社だよというペナルティ的な審査が行われるということになるんですかね。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 指定管理者の選定につきましては、先ほど御説明しております検討会において選考を検討していただきまして、最終的に教育委員会、市として決定していくものになります。ですので、指定管理者につきましては、それぞれの施設ごとに評価を行って、それから選考を行っていくということになります。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 今のルールはそうなのかもしれませんが、筋的な話を考えると、大本は会社なわけですよ。大本に会社があって、そこが幾つかの指定管理を受けていますと。その大本の社長からこういうふうにしなさいという指示が出たということによって不正が行われたということは、その大本が問題であって、大本が受けている指定管理全てに対して実は同じ処罰というか、同じ対策を取らなければいけないのではないかという話なんじゃないかなと、この今のやり取りを聞きながら強く思いました。

ルールとしてはそうなのかもしれませんが、ちょっと考えていただきたいなと思います。意見として、終わります。

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。森委員。

○委員（森結実子君） 何点かお尋ねをしようと思うんですが、日本施設協会はほかのところも指定管理を請け負っておりますけれども、ほかで不正はなかったという調査はされたんですか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回の不正行為を受けまして、教育委員会から図書館も当然ですが、他局のこちらの日本施設協会が管理に関わっている施設の所管部署に情報を伝えまして、不正行為や不正の疑義といったものはなかったことを確認しております。

それから、中央図書館から社長に対しても、先日の常任委員会の後、改めて聞き取りを行い

まして、若松図書館以外の他の施設について不正は行っていないということを確認しております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） その確認方法って、社長に聞いたとか、例えば抜き打ちで弁護士が入って社員に話を聞くとか、いろんな方法があると思うんですが、どのような方法でほかにそういう間違いがなかったと確信されたと今答弁をされたのか、その方法についても伺っていいですか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 各所管が具体的にどういった形で調査を行ったかということは確認しておりませんが、その施設の運営の状況だとか、その責任者への聞き取りなどによって、そういう不正は確認できなかったということ聞いております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 市に損害がなかったとはいえ、先ほど藤沢委員もおっしゃっていましたが、データ改ざん、そして個人情報勝手に使うという大変重大な犯罪であるとまで言っているのかどうか分かりませんが、不正行為であったと私は思っております。そこが、本当に若松だけであったのかというのを、そんな簡単にちょっと聞き取りしただけではありませんというよりは、きちんと法制課が動いて、弁護士なり何なり誰かそういう確実に判定ができる方が直接行って抜き打ちで検査をするなりをしないと、社長がいや若松だけでしたと言って終わりにできる話ではないと私は思っております。

おまけに社長自らが不正を指示したという会社に対して、またエントリーできるとか、社長報酬30%オフとか、そんな話ではないと私は思っています。この会社自体の方針が間違っていると思うような団体に、これからも公共事業を担わせるのか、指定管理をさせるのかというのは、私は、市に対しても不信感が湧いてくると思うんですね。そこはどう考えていらっしゃいますか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今回の不正行為ですね、貸出冊数の虚偽の報告については大変重大なことでありと受け止めております。つきましては、今後このようなことが起こらないように市としてもしっかりと指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 指定管理とはいっても一般の方から見たら市のお仕事です。市のお仕事に不正があるというのは、やっぱり信頼を落とすことになると思うので、私は指定管理者に対してももう少し厳しくあるべきだと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） もうたくさん意見が出ていますので、私も意見を述べますが、今回改善

報告書が出ていまして、改善する内容もうたわれていますので、もちろんこれをきちんと履行していただくということ、そしてそれがやられているということを確認すること、このチェックに関しては、教育委員会がしっかりやっていただきたいと思います。

それから、他の指定管理施設に関しても同じように、社内の内規がこういったコンプライアンスも含めちゃんとできているのかというのは、指定管理者を選ばれるときにそもそもあったんじゃないのかなと思ったんですが、同社にそれがなかったということは、指定管理者を選ぶときにそういったものがあるかないかがチェック項目に入っていなかったのかなと思いますので、その制度はほかの局がやることではありますが、この若松をはじめ、次からは、やはりこういったものはしっかりと当然整備されている規程があるということ、そういう事業者を選ぶということをしつかりと考えていただきたいと思います。

私は、図書館の指定管理は引き続きやっていただきたいと思います。

そして、1つの事業所がやった不正行為によって指定管理制度全てを否定することは違うのかなと思っているし、しかし、そうやって市が委託した事業者、先ほど意見にもありましたように、市民から見たらやはりその事業者が行った事案によって、市、教育委員会ははじめ行政がやること全てに不信感や不安を抱かせるということは、市がこれからやろうとしているいろんなこと、デジタル化も含めて、それを行政に任せようと市民が思ってくれるのは、そこに信頼関係があるからであって、こういった事例が起きるとその信頼関係が揺らぎますので、市がやりたいと思う施策や教育委員会がやりたいと思っていることも、市民から理解をしていただけないということに、この案件だけではなくて広く関連しますので、やはり起こした事例をもう既に重く受け止めてはいると思うんですけども、改めてこういったことが二度と起きないように、教育委員会としてはチェック機能を、日頃から意見交換をするなりしてしっかりとやっていただきたいと思います。意見して終わります。

○委員長（永井佑君） ほかに。大石委員。

○委員（大石仁人君） 先ほど中村委員がおっしゃった、ほかの指定管理に関しては1年延長、でも今回は一種のペナルティーとしてもう今年で代えると、公募にするということで、また、公募はこれまた5年で取られるという予定だと思うんですけども、市政変革推進室の中でも、その変わった規程が途中で適用されるとか、そういった話というのは今のところあるんでしょうか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 今御質問がありました件でございますが、市政変革推進室で指定管理者制度に関しても検証を行うように聞いております。指定管理期間中に制度や事業内容の変更の可能性があるということや、変更にあたっては、指定管理者と協議を行うということを前提に、そういった内容を募集要項に入れるなどして、期間中であってもその検証結果が極力反映できるような対応は考えていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）大石委員。

○委員（大石仁人君）分かりました。

大久保委員がおっしゃったように、本当に若松だけに限った話じゃなくて、やっぱりこの会社が管理している施設全部に少し疑いをかけてしまうという事態だと思うので、そこの部分に関しては他局のところになると思うんですけども、やはりそういったところも教育委員会からも声を上げていかないといけないんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかにございませんか。木下委員。

○委員（木下幸子君）今回この事業所による不正が内部通報で発覚した後、文書指導をしたとか、文書で報告したという文面がありますが、執行役員が本庁とか教育長とかに対して謝罪に訪れたとか、そういう事実はあるんですか。

○委員長（永井佑君）運営企画課長。

○運営企画課長 今回文書指導を行うに当たりましては、社長に図書館に来ていただきました。それから、今回の改善報告書のときにも、社長が報告に直接参りました。その場で図書館長以下幹部の前できちっと反省している旨、それから謝罪の旨を報告とともにもらっております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）木下委員。

○委員（木下幸子君）分かりました。

何か文書というのが出てくるので、こういう大事なことなのに、文書の往復のやり取りだけで処理しようとしているのかと思いました。

それから、報告書の中で特に何度も出てきますけど、コンプライアンスの強化というところで、私はこれコンプライアンスの基本規程とか委員会規程とか、内部通報規程というのは、指定管理の指定を受けるときには、当然会社としてそういうのを整備されているところを選んでるんだと思っていたんですけど、改めて幾つも施設を運営されているようなそんな会社が、これがなかったとか、改めて整備するとかというのは、ちょっと耳を疑ったというか、目を疑ったんですけど、今回こういうのが発覚して、しっかり内部通報とかそういうのが実際に厳密に機能するようところが指定管理に選ばれるように、上にしっかり声を上げていただいて、ましてや図書館とかそういう本当に不正があってはならないような、無理しなくていいのに、何かそういうところで次のことを見据えて社長が無理にそういう指示を出したみたいな、そんな考えられないような事実なので、もう二度とそういうことがないように、このコンプライアンスの規程というのはしっかり事業者の選定るときに事業者に対して義務づけるとか、最低限備えているような事業者が選ばれるように声を上に上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。意見です。以上です。

○委員長（永井佑君）ここで副委員長と交代します。

(委員長と副委員長が交代)

○副委員長(森結実子君) 永井委員。

○委員(永井佑君) 私からも伺います。

改善報告書のことで議論にもなりましたが、研修の時期や講師の具体性がなかったという答弁がありました。それによって再提出を求めたということなんですけど、この研修の実施の案というのは、日本施設協会からの案なのか、教育委員会から一定の指導があつての案なのか、この点について伺います。

○副委員長(森結実子君) 運営企画課長。

○運営企画課長 当初改善報告書が出てまいりまして、先ほど御説明いたしましたように、研修の講師や研修の内容、頻度、そういったところが明記されておりませんでしたので、そちらについてはしっかりと研修の内容を検討して報告するよという事で、指定管理者側から報告があつたものです。以上でございます。

○副委員長(森結実子君) 永井委員。

○委員(永井佑君) ありがとうございます。

社内の研修については、教育委員会としてはこうすべきだという案はあつたんでしょうか。

○副委員長(森結実子君) 運営企画課長。

○運営企画課長 改善報告につきましては、指定管理者からの報告を基本とすることは考えておりました。その中で、やはりこういった不正行為があつたという事で、コンプライアンスの強化とか組織人事面での体制の見直し等は想定しておりましたが、具体的な取組については、それぞれの指定管理者においての状況も違いますので、そこは再発防止に向けた取組をしっかりとできる改善報告を上げてくるよという事で指導したことになります。以上でございます。

○副委員長(森結実子君) 永井委員。

○委員(永井佑君) やはりこういう不正が起こつたという事で、教育委員会としても、上げられてくるものに関して、こう上がってくるだろうという想定はあつたと思うんですが、ある程度の基準がないと、本当にそれが不正を起こさないための実効性のあるものなのか、きちんと遂行されるか、ここが重要だと思うんです。不正は絶対駄目だという事で改善内容を出していただいていると思うんですが、少し気になるころがあつて、役員・幹部向けの研修を毎年9月に実施という事で、再来月から始まるのではないかなと思うんですが、その後、従業員向けの研修が、その研修を受けた執行役員や幹部社員による研修という事で毎月1回始まると思いますけど、これはいつから始まるんですか。

○副委員長(森結実子君) 運営企画課長。

○運営企画課長 コンプライアンスの規程が令和5年8月1日からとなつておりますので、それに合わせて研修が実施されるものと考えております。

従業員向け研修につきましては毎月1回ということで、図書館におきましては、毎月1回ございます館内整理日等を使って従業員に研修を行うと聞いておりますので、具体的に何月というのは聞いておりませんが、コンプライアンス規程の整備とともに早急に研修を実施するように指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ありがとうございます。

今までは社長のワンマン体質だということもありました。その後、不正は絶対駄目だという風土をつくっていくことが重要だと思います。そういう点で、今まで風土ができていなかったところに幹部向けの研修をやって、その方々が従業員向けに研修をするということで、なじむまでに一定の時間は必要だと思うんです。このなじむまでの時間について、先ほどはきちっと指導していくということがあったんですが、具体的に教育委員会としてはどういうふうな関わり方をしていくんでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 運営企画課長。

○運営企画課長 まずは、毎年9月に実施される幹部向け研修というのがございます。こちらの研修につきましては、労働に詳しい外部の社会保険労務士による研修をしっかりと実施していただくことをまずは確認したいと思っております。

それから、残りの研修につきましても、計画どおり実施されるかどうか、されているかというのを確認していきたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ありがとうございます。

枠組みをつくる改善報告書だと思います。

ただ、会社としても、不正を絶対に起こさないという風土づくりというのは非常に時間がかかると思うんです。そういう点では、指定管理者は教育委員会、北九州市が依頼しているわけですから、ここについては目を離さないように引き続き取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○副委員長（森結実子君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

ほかにはありませんね。それでは、本日は報告がもう一件ありますので、このまま続けさせていただきます。

それでは、ここで次の議題に関する職員を除き退室願いたいと思います。

（執行部入退室）

次に、市民文化スポーツ局から第三セクター北九州野球株式会社の経営状況について報告を受けます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 それでは、報告内容の説明に入ります前に、昨日発生いたしましたメール誤送信の事案につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

昨日、教育文化委員の皆様にも御案内させていただきましたけれども、市民文化スポーツ局スポーツ振興課の事業である令和5年度ドリームスポーツ体験教室の参加者に対し、委託事業者が案内メールを送る際に、受信者内でメールアドレスが公開されるメール誤送信の事案が発生いたしました。

メールの誤送信の皆様には、昨日速やかに市から電話にて事態のおわびを申し上げまして、送信されたメールの削除をお願いしているところでございます。

関係の皆様にご迷惑と御心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

それでは、市民文化スポーツ局が所管する第三セクター北九州野球株式会社の経営情報について御説明いたします。

資料1 ページを御覧ください。

1、会社概要でございます。

(1)事業内容は、①プロ野球公式戦等の興行、②北九州市民球場の広告宣伝に関する業務、③北九州市民球場内の食料品等の販売に関する業務、④北九州市民球場等の指定管理業務となっております。

(2)につきましては、会社設立は昭和63年11月で、資本金は5,000万円、うち本市の出資額は200万円、出資比率は4%でございます。

続いて、2の事業報告要旨等でございます。

第35期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。その令和4年度につきましては、引き続きコロナ禍ではございましたが、前年を上回る球場利用がございました。

主な利用実績といたしましては、高校野球や社会人野球の大会に加え、日本プロ野球公式戦が入場制限なく2試合行われ、合計3万5,434人の観客が入っております。

また、独立リーグの福岡北九州フェニックスの試合が5試合、タカギ北九州ウオーターウェーブなど女子ソフトボール、JDリーグの試合が10試合開催されました。

さらに、自主事業として、野球の振興や青少年育成のため、福岡ソフトバンクホークスの協力によるベースボールクリニック等を開催したほか、安全性や快適性の向上を図るため、屋外トイレブースや旧ブルペン屋根の改修等を行っております。

なお、令和5年度につきましては、日本プロ野球公式戦2試合や北九州下関フェニックス、日本女子ソフトボールリーグ、JDリーグの試合が予定されております。

次に、資料2 ページでございます。

収支の状況でございます。

表の一番右側、第35期の部分でございますが、売上高は1億3,191万4,000円となっております。

す。売上高から販売費及び一般管理費等の支出を差し引き、雑収入を加えた経常利益は819万円となっております。

また、経常利益から法人税等を差し引いた当期純利益は595万8,000円となっております。

さらに、過年度からの剰余金の累計に当期純利益を加えた繰越利益剰余金は5,846万9,000円でございます。

最後に、その下、株主総会につきましては、令和5年6月15日に開催され、監査について、監査役から監査を実施した結果、適正との報告があり、また、第1号及び第2号議案が異議なく可決されたところでございます。

最後に、資料の3ページから11ページにつきましては、第35期の株主総会の資料となっております。後ほど御確認をお願い申し上げます。

以上で簡単ではございますけれども、北九州野球株式会社の経営情報の報告を終わらせていただきます。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明瞭に答弁願います。

質問、意見はございませんか。ありませんか。

なければ、本日は以上で閉会します。

教育文化委員会	委員長	永井	佑	Ⓜ
	副委員長	森	結実子	Ⓜ